

相談事例

ID: 07-01-023

相談タイトル

J T I のマイホーム借上げ制度について知りたい

Q: ご相談内容

親から相続した物件（住宅）について、すぐに売却は難しいようなので、J T I（一般社団法人 移住・住みかえ支援機構）のマイホーム借上げ制度の利用を検討している。どのような手続きをしたら良いのか。

A: 回答

マイホーム借上げ制度の利用条件ですが、基本的なものとして、日本国内の物件を所有する50歳以上の方、住宅は耐震基準が確保されていること、土地建物には抵当権が設定されていないこと等があります。

賃料等については、一般の物件相場より10%~20%低い設定となる、毎月の賃料に諸経費15%が掛かる、最初の入居者が決まった後は空き家の際も最低保障賃料の支払がある等となります。申込みの窓口は、移住・住みかえ支援機構に直接行っていただくこととなりますので、まずは、J T I に連絡をし相談をした上で登録を検討されたいと思います。

J T I 連絡先: 03-5211-0757